

第3回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業  
最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年10月28日（火）午後1時00分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎  
長谷川珠子

労働者代表委員 沖田真之  
高山伸男  
野瀬仁志

使用者代表委員 池田実加  
錦織勝輝  
松村信

事務局 労働基準部長 政木隆一  
賃金室長 黒田和美  
賃金指導官 中本弘一  
監察監督官 諏訪雅浩  
労災補償監察官 木村弘之

#### 4 議 事

中本指導官

ただ今から、第3回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴希望の申し込みはございませんでした。

まず定足数について報告申し上げます。

本日は、公益委員の國光委員が欠席されておりまして、ほかの委員8名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数の3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議について  
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

長谷川部会長

本日は前回に続き2回目の金額審議を行います。

本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんのがんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに、岡山局の他産別の状況と他局の状況について事務局から伝達事項がありましたらお願ひします。

黒田室長

他産業の状況ですが、他産業で結審している部会はございません。

他局の状況につきまして、前回以降、新たに結審した局が3局ございます。

まず、三重局、プラス64円、改定額1,111円、法定発効。香川局、プラス66円、改定額1,159円、発効日については確認が取れていません。愛媛局、プラス66円、改定額1,136円、指定日発効。以上です。

今、発効日につきまして、法定発効と指定日発効と説明しました。岡山県では、これまで効力発生日について全て法定発効としておりましたが、指定日発効という方法についても説明させていただきます。

まず、効力発生日については、2つの方法がございます。一つは法定発効とする方法。二つ目は特定の日を指定する方法になります。

一つ目の法定発効について説明させていただきます。

法定発効とは、官報公示の日の翌日から起算し、30日経過後に効力が発生するというものです。例えば、本日答申を受けたとしまして、異議の申出がない場合を想定しますと、最短で令和7年12月27日（土）から適用となります。

これに対して、二つ目の指定日発効ですが、これは官報公示の際、法定発効日より後の日付を指定して官報に公示するものです。改定日を月の中途とせず、月初め等、分かりやすい日とする場合が考えられます。

いずれの方法につきましても、この専門部会の合意により確定させることとなりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

長谷川部会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問等はありますか。

労働者側委員

指定日発効の場合は、30日以降であればいつでもいいという認識でよろしいでしょうか。

黒田室長

そうです。年度内という縛りはあります。

労働者側委員

それから、法定発効日からは余り離れて設定されないのでしょうか。

黒田室長

そうですね。他局もそんなには離れていないですね。

長谷川部会長

では、法定発効とするか、指定日発効とするかについても専門部会で結論を出すことになりますので、この後、打合せをしていただくことになると思いますけれども、効力発生日の御検討もしていただければと思います。

では、審議を始めたいと思います。

前回の審議におきまして、労側からは、プラス72円の御提示がありました。これは、県最賃との優位性の確保が必要ということで、現在の県最賃に111.4%を乗じたものと現在の船舶の特賃との差が72円になることから、プラス72円の提示がありました。

一方、使側からは、プラス32円の御提示がありました。この根拠としては、改定状況調査の製造業の賃上げ率2.9%を踏まえて、プラス32円ということだったと思います。

本日は、公労・公使の二者協議として、初めに労側から御意見

をお聞きすることとします。その後使側からも御意見をお伺いすることとしますが、それに先立って、事前に打合せは必要でしょうか。

労働者側委員 はい。

長谷川部会長 どのくらい時間をお取りしましょうか。

労働者側委員 15分くらいお願ひします。

長谷川部会長 では、13時20分位にお戻りいただければと思います。  
それでは、控室に御移動ください。

(各側、公益委員と個別協議実施)

長谷川部会長 これより公労使の全体会議を再開いたします。  
先ほど、労使それぞれから金額提示をいただきましたので、簡単に説明をします。

まず、労側ですが、前回提示した金額と同じ72円を提示したいということでした。

地賃との優位性を確保するため、また、ものづくり産業の労働価値を低下させないために必要な金額であるということです。

繰り返しになりますが、第1回目の必要性審議の時に配布された資料No.7に影響率についての表がありますが、プラス72円としたときの影響率が13%程度で、大きな数字に見えるが、船舶業などの最低賃金の未満率が現状で8.7%となっていることを踏まえると、13%から8.7%を引いて、実質的には4.36%程度の影響率とみることもできるのではないか。すると、この4.36%というのは決して大きい数字であるとは考えないということで、最初に説明したような理由から、同額の72円を提示したいということでした。

一方、使側については、現状の造船を取り巻く状況はいい状況にあるけれども、やはりいろんなリスクを背負っているということですとか、新たな投資、設備に対して投資する必要があること、その施設の老朽化が進んでいく中で対応も必要だという現状への説明があった上で、とはいえ、造船業というのは労働集約型の産業であって、労働者の技能が必要だと、労働者の定着というのが重要だということは使用者側も同じように考えているということです。

その中で、中小企業を念頭に置いた賃上げ率を考えるという

ことで、具体的な数字としては、連合の2025年の300人未満の企業における賃上げ率が4.65%だったので、現在の特賃の1,094円に4.65%をかけると50.87だけれども、端数を切り上げてプラス51円という提示がありました。

それぞれ今の説明で間違いないでしょうか。

(同意する声)

長谷川部会長

それぞれ御意見をお伺いしました。

金額の提示をしていただきましたけれども、まだ、少し隔たりがあるようですので、今後の審議の進め方について、御相談したいのですが、どうしましょうか。2回目の金額提示とか、労使協議とか。

使用者側委員

我々としては、先ほどの労側からの提示が同額だったので、労側の方々がまだ歩み寄りの余地があるのであれば、もう一度我々も考えようと思います。

長谷川部会長

金額提示ですか、それとも労使協議ですか。

使用者側委員

金額提示です。

労働者側委員

一応、我々も準備はしています。

歩み寄りできる範囲というのは現状では考えています。

使用者側委員

では、我々も検討します。

長谷川部会長

はい、ありがとうございます。

また明日も審議をするので、今日もう少し詰めていただければありがたいと思います。

では、もう一度打合せをしていただく必要があると思いますので、控室に戻っていただいて検討いただければと思います。

打合せの時間はどのくらい必要でしょうか。

労働者側委員

10分ぐらいお願ひします。

長谷川部会長

2時50分をめどにお願いします。

それでは、控室に御移動ください。

(各側、公益委員と個別協議実施)

長谷川部会長

これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど、労使それぞれから、金額提示をしていただきました。

簡単にそれぞれ説明しますと、労側は 70 円の引上げで 1,164 円ということでした。

その根拠としましては、労働価値の重要性を鑑みて、地賃との優位性を維持したい。111.1%の優位性を維持することですので、現在の地賃に乘じると 1,164 円になります。よって 70 円の引上げをという御意見でした。

それに対し、使用者側は、いろいろ事情があるけれども、やはりまだ金額差があるので、歩み寄りが必要ということで、今回 57 円を提示されました。

その根拠としては、連合の調査の全体の引上げ率を見ると 5.25%なので、現在の 1,094 円に 5.25%を乗じると 57.4 となり、それを四捨五入した 57 円を提示していただいている。

加えて、昨年の賃金引上げにより未満率が非常に高まっているということも踏まえて、現実的な賃上げが必要なのではないかという御意見もいただきました。

まだ労使それぞれの金額に開きがありますので、今後の審議の進め方について御相談したいのですが。

使用者側委員

私どもは御覧のとおり、今日 25 円アップしましたので、ちょっと今日は材料がありません。できれば日を改めさせていただきたいと思います。

労働者側委員

今日、労使で少し話をさせてもらってもいいでしょうか。労側も本日これ以上の金額提示はできない状況ではあるのですが、次回のためにちょっとお互いの意見を擦り合わせて、明日に向けて考えたいと思いますので、一回労使で話ができるかなと思います。

(使側からも同意する声)

長谷川部会長

労使協議をしていただきたいと思います。

公益委員と事務局が退室いたしますので、協議が終わりましたらお声がけいただければと思います。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

長谷川部会長

では、全体会議を再開いたします。

労使協議の内容をお聞きしたいと思いますが、どちらからか説明していただけますか。

労働者側委員

では、私から説明します。

話をさせていただいたのですが、今日については結論は出ませんでした。現時点での金額の歩み寄りもありません。ですので、もう一度持ち帰させていただいて、再検討させていただければと思います。

長谷川部会長

今の御説明について間違いありませんか。

使用者側委員

はい、間違いありません。

長谷川部会長

では、本日 2 回ずつ金額提示をしていただいて、労使協議もしていただきましたが、また持ち帰って検討していただけるということですので、本日の金額審議はこれで終わりたいと思います。

事務局から何かありませんか。

黒田室長

特にございません。

長谷川部会長

分かりました。

では、本日はこれをもちまして、第 3 回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。次回は明日の 15 時 30 分から第 4 回の審議会を開催いたします。1 日しかありませんけれども御検討いただければと思います。お疲れ様でした。